



# 自転車の交通違反にご注意を！ 自転車運転講習の対象となる危険行為

- 信号無視●遮断踏切立入り●通行区分違反
- 指定場所一時不停止等●歩道通行時の通行方法違反
- 妨害運転●制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 酒酔い運転●通行禁止違反●安全運転義務違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 交差点安全進行義務違反●交差点優先者妨害等

## 自転車運転講習制度のながれ

- 1 自転車運転が危険行為を繰り返す
- 2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転講習を受けるように命令
- 3 講習の受講
  - 講習時間：3時間
  - 講習手数料：5700円

## 車道通行のルール

- ・歩車道の区別のある道路では**車道**を通行する
- ・車道を通行する時は**左側**を通行する
- ・急な**進路変更**はしない



## 歩道通行のルール

- ・13歳未満の**子供**や70歳以上の**高齢者**、**体の不自由な人**が運転するとき
- ・車道が狭く、自動車の交通量が多いなど、車道または交通の状況から見て通行の安全を確保するために**やむを得ないと認められるとき**
- ・車道寄り部分を**徐行**する
- ・歩行者の通行を**妨げそう**なときは、**一時停止**する

自転車の交通違反は  
**事故**に直結する**危険な行為**

